

【掛金について】

# 公的年金の一元化に伴い、 平成27年10月から 掛金の算定方法が変わります！



平成27年10月から共済年金が厚生年金に一元化されます。

これまで、制度改正の趣旨や変更点についてお知らせしてきましたが、皆様が一番早く直面する掛金算出方法の変更について、今号から3回にわたってより詳しくお知らせしていきます。

第1回は、平成27年10月の標準報酬制移行時の掛金算出方法について教育職給料表2級56号の方を例に、ご案内します。

現行

## 手当率制

・給料月額に手当率(1.25)を掛けた額を基に算定しています。  
※給料月額には、給料の調整額・給料の加算額・教職調整額を含む

$$\begin{array}{c}
 \text{給料月額} \\
 313,352\text{円}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{c}
 \text{手当率(1.25)}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \text{掛金額}
 \end{array}$$

※現行の掛金率は、  
手当率の1.25が含まれます

平成27年10月  
標準報酬制に移行

平成27年10月から  
平成28年8月まで

## 標準報酬制 移行時

・平成27年6月の給料月額と各種手当の支給額の合計(以下「報酬額」とします)を基に算定します。  
・算定された標準報酬月額は平成27年10月から平成28年8月まで適用します。

報酬  
平成  
27年  
6月の

各種手当 105,137円  
給料月額 313,352円

報酬月額  
418,489円

各種手当には、地域手当・通勤手当(対象月数で割る)・扶養手当・超過勤務手当などが含まれます。実績により支給される手当は、5月の実績を基に算出され、6月に支給される手当が対象となります。



手当の額が含まれるから、給料月額が同じでも、人によって掛金額が変わるんだ！

等級表に当てはめる

報酬月額	標準報酬月額	
⋮	⋮	⋮
370,000円以上395,000円未満	第22級	380,000円
395,000円以上425,000円未満	第23級	410,000円
⋮	⋮	⋮

標準報酬月額  
第23級 410,000円

$$\begin{array}{c}
 \text{標準報酬月額} \\
 \text{第23級 } 410,000\text{円}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{c}
 \text{掛金率}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \text{掛金額}
 \end{array}$$

平成27年10月から平成28年8月まで適用  
※途中で、大幅に報酬額が変更になった場合は、改定します。

※標準報酬制移行に伴い掛金率が変更になります。

今回ご案内した標準報酬制の算定方法は、平成27年10月の制度移行時のみ適用されます。

平成28年9月以降の標準報酬月額を決定する定時決定については、次回本誌夏号(No.537)でお知らせいたします。

問合せ先 福利厚生課経理係 | 03-5320-6822